

「区長への手紙」内容一覧（令和5年9月分）

企画部

月	日	内容	対応・考え方
9	25	インフルエンザ予防接種の情報を入手するため、区ホームページのトップページにて全角および半角でインフルエンザと入力しましたが、検索結果がありませんと表示されました。他にも必要な文言を入力しましたが、全く機能していません。改善してください。	ご指摘を受け、改めてホームページにある「Google提供」と表示された検索エンジン欄に「インフルエンザ」と入力したところ、関連するページの検索一覧が表示されました。恐縮ですが、再度検索いただきますようお願いします。
9	25	ホームページのお知らせ内容の発信日を明記してください。コンテンツの更新日時ではなく、その公文の発信日を追記してください。	ホームページは各コンテンツの内容を状況に応じて更新する場合があるため、コンテンツをご覧いただいている方がどの時点の情報か分かるような表示としています。また、ホームページの仕様上、掲載日のほかに日付欄を設けることができません。

総務部

月	日	内容	対応・考え方
9	4	住民の中には、資産を持つ高齢単身者や夫婦が潜在しています。遺贈寄付という制度を知らない人もいますので、区が受け入れているのであれば、詳しい制度を「区のおしらせ」に掲載してはどうでしょうか。	区では遺贈寄付制度について区のおしらせに掲載する予定はありませんが、区民の方から相談があった場合、区の関係団体である「社会福祉法人中央区社会福祉協議会」を案内しています。
9	22	自治体では職務上の責任と報酬が一致することが一般的ですが、係員級であるが事実上課長や係長級職員に近い職責を果たしている職員もいます。適当な報酬を支給する理由は不正防止などの観点もあると思いますので、職務上の困難や事実上の裁量も考慮するとよいと思います。	区では条例において、「職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類する」としています。また、規程に基づき、年に一度職員の能力や業績から人事評価を実施しており、当該評価を職員の給与その他の人事管理の基礎として活用しています。

防災危機管理室

月	日	内容	対応・考え方
9	21	防災ラジオについて、名称および機種が変わった経緯を説明してください。また、2種類の試験放送がありますが、実放送の場合は同一内容で発信されますか。さらに、現在旧型ラジオを使用している者への周知はどのように考えていますか。	緊急告知ラジオは平成23年度から運用を開始し、約10年以上経過する中で電波の届きにくいエリアが散見されるなど課題がありました。課題の改善と機能強化のため、令和4年度から新型ラジオを導入しました。なお、旧型ラジオの運用は継続しており、災害発生時の放送内容はどちらも同一です。

区民部

月	日	内容	対応・考え方
9	1	浜町スポーツセンターの卓球場を使用していますが、時間が変わり困っています。貸し切りが多く、個人の利用が少なくなり、時間も午前8時から11時と午前11時30分から午後2時30分で、20分前に受付に集合です。午前11時30分に参加すると昼食は食べられません。前の時間に戻してほしいです。	当センターは利用率が高く、予約が取りづらい状況です。少しでも多くの方が利用できるよう検討の上9月1日から試行的に利用時間を変更し、利用区分を増やしました。すぐ元に戻す予定はありませんが、利用状況を鑑み、今後の運用を検討します。
9	1	地域活動をボランティアに頼らず、相応の対価を支払えるようにしてください。例えば、区民館の利用促進事業は、参加費が非常に安く、講師の人情費が計上できていないようです。	区民館の利用促進事業は区の指定管理料を原資として行っており、参加費は材料費などの実費負担を超えない金額としています。講師の謝礼は参加費で賄っておらず、指定管理者から適切に支払っています。

9	22	区民スポーツの日の抽選について、毎年当選する人と数年に一度しか当選しない人がいる理由はなんですか。同じ区民として非常に不公平だと思います。正確な抽選倍率・抽選方法を公表してください。	マラソン大会の抽選は抽選ソフトを用いて行っています。抽選に当たっては、ファミリーの部を除いた種目で2年連続で落選されている方を優先的に当選とする救済措置を講じていますが、それ以外は厳正なる抽選を行っています。
9	25	公共の集会施設は学びの場として利用されることが多く、Wi-Fi設備は不可欠です。区の集会施設は設備が整っておらず、設置されていても使用可能なルーターが1台しかありません。集会施設にWi-Fi設備を完備し、有料でも負担が少なく利用できるようにしてください。	各施設の利用目的に応じてWi-Fi環境の整備を行っています。引き続き利用状況を踏まえ検討するとともに、施設の大規模改修などの機会を捉えて安全なセキュリティー環境を構築し利便性向上を図っていきます。
9	29	スポーツ施設の団体登録は15歳未満が不可ですが、納得できません。豊海テニス場は子どもの参加受け入れに積極的ですが、団体登録が必要です。子どもを含む4人での団体登録を可能にする、家族専用のコートを作るなど対応をください。	豊海テニス場では団体登録をしている区民の親子での利用を認めています。こうした運用上の取り組みにより安全性の担保などの知見を蓄積しつつ、制度の変更を伴うようなご提案についても、他の施設への影響を踏まえ慎重に検討していきます。

福祉保健部

月	日	内容	対応・考え方
9	4	子育てに関する施設利用助成は、どんな理由があっても事前の認定が必要で、さかのぼって申請はできません。子育てを支援する制度ならば、1年から2年はさかのぼっての申請ができるように、早急にシステムの変更を検討してください。	電話にて「本制度は、子ども・子育て支援法に基づき実施しているものであり、施設を利用する前に認定が必要なこと、自治体において制度を変更することはできない。」旨説明し理解を得ました。
9	6	障害者福祉課へ行きましたが、筆談での対応で手話通訳者を呼んでくれませんでした。手話通訳者を1階の窓口で呼ぶ必要があることを知らなかったため、筆談で時間がかかりました。手話通訳者について全職員に周知し、1階の目立つところに待機させてください。	今回いただいた意見・要望を踏まえ、聴覚障害のある方への案内表示については、改めて点検し改善を図るとともに、職員への周知については再度徹底します。手話通訳を希望される際は、1階のまごころステーションや各窓口の職員にお申し出ください。
9	11	子どもを他区の保育施設に通わせていますが、補助金の拡大がないのは中央区くらいです。いつ補助金が拡大されるのでしょうか。とても住みやすく好きな区なので、引越せせずに通いたいと思っています。検討してください。	認可外保育施設の補助金は、それぞれの自治体が地域の実情に合わせて補助制度の趣旨・目的を総合的に判断したものと認識しています。本区では事業者が自由に保育・教育内容や保育料を設定できることから、幼児教育・保育の無償化における補助のみとしています。
9	15	担当のケースワーカーが、必要な連絡や必要書類の郵送などの仕事を怠り、改善しようとしません。担当のケースワーカーを代えてください。	電話にて「これまで必要に応じて連絡や書類の郵送を行ってきたが、このたびの投稿を受け、今後は支給額に変更があった場合は事前に伝えるなど、地区担当員から定期的に連絡を行っていく。」旨、本人に伝えました。
9	20	「紙おむつ等支援事業」について、転入日まで遡及して費用を支給してください。また、療養介護サービス利用者に対する「紙おむつ等支援事業」について、現物支給と現金支給を選択して申請できるように、制度・要綱の改正を行ってください。	本事業は申請に基づき支給をするため、区転入日にさかのぼっての支給はできません。また、現物支給あるいは現金給付の選択制の導入は検討していません。

9	21	子どもが区外の認可保育園に通っていますが、転居前特例が切れるため区内の保育園に転園する必要があります。その場合、加点も優先項目もありません。晴海は新しい住民が増えますが、幼児クラスの枠が非常に少ないです。勝どきと晴海の定員枠と、新園の保育園枠を増やしてください。	令和6年4月以降、乳幼児人口の増加が見込まれていることから、勝どき・晴海地区において施設整備を進めており、同地区内での幼児の定員が拡大されます。また、特定の園に限らず、広く希望園をお申し込みいただくことで、保育を希望される方のニーズに対応できるものと考えています。
9	25	納付をし忘れた国民健康保険と介護保険料について、納付後に督促状が別々に送られてきました。金融機関から区へ納付のデータが届くまで2週間かかるとのことですが、これを改善するか、発布日を月末にすれば督促状の量を減らせると思いますが、また、2件を1通の督促状にできませんか。	保険料を金融機関で納付した場合、収納データとして区に引き継がれるまで10営業日前後の日数を要します。督促状の送付は条例で20日以内に発送することとされているため、月末まで延ばすことができません。また、督促状の送付は現状保険制度ごとに管理するシステムとなっています。

高齢者施策推進室

月	日	内容	対応・考え方
9	11	敬老観劇会に参加しましたが、当日の演目はどのような意図で選ばれたのでしょうか。内容が暗く、区として伝えたいものが何か分かりませんでした。次回は気持ちが明るくなる楽しい演目してください。	区では、敬老大会を毎年9月に開催しています。区内には歌舞伎座、新橋演舞場、明治座の3劇場があり、3つの劇場を順番に交替しながら実施しています。演目については、開催する劇場に高齢者にも親しみやすいものを選定するようお願いしています。
9	14	シルバー人材センターに部屋のライトの取り付けを依頼しましたが、構造面で付けられないと言われ、新品のライトをセンターに譲りました。購入店で返品可能と言われたので、センターに返却を求めましたが、返却はされず利用料まで請求されました。このような対応に対し、今後利用はしないつもりです。	センターより「センター会員が家事援助の料金を『暮らしの困りごとサポート』と勘違いしたこと、依頼者の強い希望によりライトを会員が引き取ったが、使用済みのため返却不可能な旨説明しおわびした。今後全会員に対し、利用料金の確認およびセンターへの報告を徹底する。」旨、回答がありました。
9	19	敬老のお祝いを頂きありがとうございます。お買い物券、お芝居のご招待、健康に感謝して中央区民に誇りを持ち、心よりお礼申し上げます。	このたびは感謝のお言葉をいただき、誠にありがとうございます。今後とも本区の高齢者施策の基本理念である「互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」の実現を目指し、さらなる福祉の増進に取り組んでいきます。
9	21	敬老館でサンダルを紛失した際、スタッフの対応が悪かったです。また、敬老館から紛失したサンダルの代わりに借りた鼻緒のついた堅いサンダルが歩きにくく、足を痛めました。	このたびの件は、閉館時間間際の臨時的対応であったため、館のサンダルの貸し出しをしました。貸し出したサンダルは、クロックス型のサンダルであり、鼻緒がついているタイプのものではありません。

保健所

月	日	内容	対応・考え方
9	15	里帰り先での予防接種依頼書を含め、産後の手続きがいまだに手書きや郵送なのは時代遅れです。	母子保健事業における各種手続きの電子化については、順次拡大していく予定です。
9	21	最近では細い路地だけでなく、大通りの歩道でも喫煙者がいます。特に外国人観光客は歩きながら喫煙し、腕を下げるとその火が子どもの目の高さになるので非常に恐怖を感じています。区内ホテルへのチェックアウト時の声掛けの依頼や、可能であれば取り締まりなど対策を検討してください。	喫煙者の利用するホテルが特定できた時は、その管理者に直接連絡を取り注意喚起を行うなど、喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図ります。区では分煙環境の確保が重要であると考えていることから、分煙環境の確保に努めます。

9	25	月島・勝どきエリアは公共喫煙所がほぼ皆無のため、路上喫煙や飲酒を伴う喫煙がまん延しています。勝どきにある月決め駐車場と時間貸駐車場では、会社員や作業員風の人たちがたむろして飲酒喫煙をしています。注意喚起の貼り紙も全く機能していません。効果的な対応をしてください。	巡回パトロールにより、喫煙者を発見した場合は喫煙の中止を求め、近隣の指定喫煙場所を案内しています。また、駐車場管理者に対し、駐車場内での喫煙防止対策を速やかに図るよう指導し、管理者として巡回を強化する旨回答を得ました。
9	25	京橋にある公衆便所敷地内での喫煙により、煙が会社の中まで入ってきてとても不愉快です。タクシードライバーや付近の従業員が、この公衆便所に集まってたばこを吸います。正式な喫煙施設を設置するか、喫煙をより強く抑制できるような対応をしてください。	ご指摘の場所での喫煙は、条例で禁止していません。区では巡回パトロールを強化し喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図るとともに、区による新設や、助成制度を活用した民間事業者による指定喫煙場所の整備を推進し、分煙環境の確保に努めます。
9	28	月島地区で行われた住吉神社の例大祭は盛況でしたが、路上喫煙する人が多く残念に思いました。今後夏の花火や春のお花見などが復活すると、区外の方が来ることが多くなります。路上喫煙は禁止である旨の周知徹底をお願いします。	区では巡回パトロールを実施しており、喫煙者を発見した場合は喫煙の中止を求め、近隣の指定喫煙場所へ誘導しています。今後も来街者の路上喫煙にも注視し、喫煙ルールの周知および喫煙禁止場所での禁煙の徹底を図ります。

環境土木部

月	日	内容	対応・考え方
9	4	月島第二児童公園でのボール遊びは禁止されており、園内に掲示がありますが守られていません。野球をやっていたり、小さい子用のスペースでボールを蹴っている子もいて、注意をしてほしいです。また、近隣でボール遊びができる場所があれば周知をして、なければ場所を作ってください。	区立公園内でのボール遊びは原則禁止しており、巡回警備において発見した場合には声掛けをしています。なお、利用時間に制限はありますが、ボール遊びができるキャッチボール場や多目的広場などを区内13カ所で整備していますので、これらの公園についても周知を図っていきます。
9	4	堀留児童公園は、子どもが走り回る声が聞こえる土の公園でした。最近ベンチや池を増設し地面はコンクリートにする改修があり、子どもたちは不満を抱いています。どんなコンセプトの改修かわかりませんが、元に戻してください。他の公園についても、似たような改修はしないでください。	今回の改修は、地域の利用目的を参考に公園内を3つにゾーンニングし、植栽、水路、広場、遊具、ベンチなどを設置する予定です。工事は一期工事と二期工事に分けて施工しており、現在施行中の二期工事では遊具広場や土系舗装の広場空間を整備し、年末に全体リニューアルオープンを迎える予定です。
9	6	晴海にある公園について、移動のために一部のみ自転車の使用を許可してほしいです。子どもを公園で遊ばせていますが、子どもは体力がなくなすぐに歩き疲れてしまうので、自分で自転車に乗って移動できるようにしてください。	公園内の自転車の乗り入れは、公園利用者の安全を確保するため条例で禁止しています。公園内は、子供から高齢者までさまざまな利用者が安心して利用できる必要があることから、現在のところ自転車の乗り入れを可能にする予定はありません。
9	11	銀座の歩道に置いた見苦しい路上看板を撤去してください。一部が割れた赤いセーフティコーンに原色のピラ状の物が付いて、「不法投棄禁止」について書かれています。また、ストリートデザイン課のようなものを新設して、区の設置する看板については事前審査するルールを作ってください。	見苦しいとのご指摘については、不法投棄への注意喚起のために原色で作成しており、不法投棄が数回みられる箇所に設置し、不法投棄がなくなれば撤去しています。警告看板は簡易で目立つよう作成し、設置は一時的であるため、事前審査のルールや部署を新設することは考えていません。
9	12	最寄り駅まで自転車を利用し、邪魔にならない所に駐輪しても、警告書が張られ不愉快です。区の駐輪場は駅から遠く狭いです。現在の駐輪禁止区域を見直して、駅の出入り口に近い月決め有料駐輪場を整備し、植え込みやパーキングメーター利用に支障が生じないよう管理してください。	道路には自転車などを放置することはできないため、区条例に基づき、注意・警告の上撤去しています。道路上の駐輪場整備については、道路以外の場所への整備が困難なことや歩行者などが安全に通行できる歩道幅員を確保することなどの条件を満たす必要があるため、道路占用を許可する道路管理者と引き続き協議を進めていきます。

9	14	朝潮運河親水公園の利用ルールやマナーが依然として守られていません。以下の対応をお願いします。①自転車やスケートボードなどの乗り入れ防止の柵の設置②学校・保育園や自治会などへの利用ルールの広報と個別周知③警備員パトロール時間の再考。	現地を確認したところ、自転車などの利用者は発見できませんでしたが、隣接する自治会に対して、公園内に自転車の乗り入れを行わない旨住民に周知するよう依頼しました。また、ご指摘の時間帯に巡回するよう警備の時間を調整しました。
9	15	あかつき公園と築地川公園周辺のネズミ駆除をしてください。あかつき公園の植え込みからネズミが出てきて、築地川公園側に向かって逃げることが多いです。巣が公園内にあるか相当な数が生息していると思います。公園の調査と駆除をしてください。	ご指摘を受け、あかつき公園および築地川公園植え込み地の点検を強化し、発見した巣穴に対しては薬剤の投入などを行いました。今後も継続して状況確認を行うとともに、地域の方々にとって安全・安心・快適な公園づくりに努めていきます。
9	19	杖をついた女性をサポートした際に、築地川第二駐車場前の歩道が丘のように盛り上がっていてつかまる所もなく歩きにくい、交差点の点字ブロックで杖が不安定になり転んでしまうことがあるなどの話を聞きました。歩行の手助けになる手すりなどの設置を検討してください。	築地川第二駐車場付近の勾配を改善するには、周辺施設の高さや道路全体を下げる必要があるため、すぐに対応できない状況です。しかしながら、歩道の途中にベンチを設置するなど、障害者や高齢者が休憩できるよう検討していきます。
9	19	江戸バスの無償化以降、ベビーカーで乗車した際に子どもが泣き出しても抱きあげることができず、途中で降りるほど混雑するようになりました。無償化はありがたいのですが、利用できないのでは本末転倒です。増便やバスの大型化など、混雑対策を検討してください。	江戸バスの運賃無償化以降多くのお客さまにご利用いただき、車内が大変混雑している時間帯もあご不便をおかけしています。しかしながら増便などの対応は、追加のバス購入や車両待機場所の確保、運転士不足など、多くの課題があり実施することが難しい状況です。
9	19	公園のテーブルとベンチが撤去されました。夜に酒盛りする人たちがいるため、その対策と理解しますが、ベンチの撤去は、一休みしたい人、高齢者や体に障害がある人の居場所を奪っていると思います。ベンチを戻してください。	月島第二公園には、ベンチ21基、テーブルベンチ6基が設置されていましたが、このうちテーブルベンチ1基については、一部の部材が腐食し利用が危険な状態であったことから撤去しました。代替となるテーブルベンチは現在手配中であり、準備ができ次第復旧します。
9	19	通院で江戸バスを利用しています。往路は乗車距離や時間は短いのですが、復路は大回りでも時間がかかり乗り換えが必要です。逆回りの運行を検討してください。許認可、設備投資などで時間や費用がかかるとは思いますが、要望や必要性は十分にあると思います。	ご要望の逆回りルートの新設については、追加車両の購入や停留所施設の設置などの初期投資、車両待機場所の確保のほか、運転士不足など多くの課題があり、現時点では実施することが難しい状況です。
9	19	自転車用ヘルメットの購入助成は、都内の多くの自治体を実施しています。区は実施しないのでしょうか。今後の予定を教えてください。着用率を上げて安全に乗るために必要と考えます。また、駐輪場が少ないので増やしてください。	自転車のヘルメット購入費用の補助については、令和5年11月の実施に向けて取り組んでいます。また、区営駐輪場は、現在22カ所設置しており、新たな駐輪場の設置は、大規模開発の機会などを捉え整備を要請するなど、引き続き駐輪場の場所の確保に向けて取り組んでいきます。
9	19	リサイクル自転車を購入するためホームページに記載されている販売店に電話しましたが、電話に出なかったり、もうやっていないと言われたり、あまり積極的ではない印象を受けました。他区ではシルバー人材センターがリサイクル自転車の販売会を行っています。区でも販売店への委託をやめませんか。	区では、引き取り手のない放置自転車をリサイクル事業協力店が販売するリサイクル事業を実施しています。売却する自転車は、各店舗の安全整備士が整備後に販売しており、状態が良いものがない月は販売を行っていません。また、販売店は個人経営が多いため、時間帯によっては電話対応ができないこともある状況となっています。
9	21	区内にあるキャッチボール場の使用目的を教えてください。最近、キャッチボール以外で使用している団体がありますが、地面に座っていたり、ボールの行方を見ていないため、大変危険です。名前のおとりキャッチボール場であるならば、出入口に目的を明記して午後8時の見回りの際に注意してください。	キャッチボール場内はボール遊びが可能です。ボール遊びをしない方も入場でき、遊ぶことができますので、譲り合ってください。なお、許可を受けた団体を除き、一部の団体が場内を独占して使用することは禁止しています。

9	21	ベビーカーに子どもを乗せて江戸バスに乗車する際、手間取っているのを見ても運転手は補助してくれず、他の女性客が手伝ってくれました。降車の際も同様でした。後日、ホームページでベビーカーは畳んで乗車することを確認しましたが、現実的でなく無料チケットの利用機会もなくなりそうです。	江戸バスの運行に当たっては、安全な運行はもとより皆さまが安心してご乗車いただける接遇対応が大切と考えています。今回、区から改めて運行事業者に対し指導を行いました。運行事業者では江戸バスの運転手に対し、再指導を行ったとの報告を受けています。
9	25	京橋にある公衆便所敷地内での喫煙により、煙が会社の中まで入ってきてとても不愉快です。タクシードライバーや付近の従業員が、この公衆便所に集まってたばこを吸います。正式な喫煙施設を設置するか、喫煙をより強く抑制できるような対応をしてください。	ご指摘の公衆便所敷地内での喫煙について、喫煙の抑制を図るため、公衆便所の入り口および敷地内のベンチに禁煙の看板を設置しました。また、公衆便所周辺の植栽を低く刈り込むことにより、周囲からの視認性を確保しました。
9	25	浜町川緑道付近は、区が警察に貸し出したコーンが放置されています。自転車は車道を通る区域のため、近隣住民が独自にコーンを移動したり、空いた間隔に自動車を止めるなど自転車の通行の妨げになっています。コーンの撤去と車道に出ている街路樹や植え込みの伐採をお願いします。	ご指摘の場所は路上駐車が散見されていたことから、警察署と協議の上、駐車対策としてコーンを設置しています。独自に設置されたコーンは、警察署と現地を確認し、所有者に撤去するよう指導します。街路樹については、車道に出ている部分の剪定（せんてい）を行いました。

教育委員会事務局

月	日	内容	対応・考え方
9	1	日本橋図書館にDVD・CDを返却する際の袋入れをやめてほしいです。破損防止が目的ですが、京橋図書館ではやっていません。日本橋図書館にやめてほしいと話したので、その先、内部でどのような話し合いがなされ、どのような結論が出たのか教えてください。	図書館では自動返却方式を採用していますが、返却機器の構造から投函（とうかん）された際に毀損（きそん）の可能性があることから、CD・DVDについて専用の袋での返却をお願いしています。今般、返却ボックス内部の構造に工夫を加え、専用袋による返却を見直すことも検討しています。
9	5	本の森ちゅうおうは、利用しづらいです。駐輪場は狭く屋根がありません。学習室は席数が少なく、PCが入り口から遠い位置にあります。本の配置は探しにくいです。図書館を身近に感じられるよう、改善できる点は改善してください。	本の森ちゅうおうは、開館以来、皆さまから頂いた意見を基に、緊急性や重要性などを勘案しながら必要な改善を行っています。また、図書資料などが探しにくいのご指摘も、書架における掲示や資料検索の方法に工夫を加えるなどの改善を図っています。
9	7	子どもの通う小学校は、通知表や定期面接について、学業や生活の様子がフィードバックされない（省略する）運用になるようです。子どもの成長のために学校からのフィードバックは、子育ての中では非常に重要です。運用ルールの見直しと、決定の経緯を明確にしてください。	学校から、電話にて「保護者へのフィードバックを減らさないよう、個人面談時期を従来より後に設定し、後期の児童の成長を具体的なテストデータなども示しながら丁寧に保護者に説明するとともに、児童の成長や課題については、担任から随時連絡していく。」旨、説明しました。
9	14	令和6年度から全幼稚園で開始する預かり保育が、久松幼稚園は移転の関係で9月から利用開始となります。他園と同様の開始を要望します。せめて夏休み期間中の実施や、別のサービスを利用した際の金銭的補助、他施設の利用などの代替案を再考してください。	久松幼稚園は来年9月に常盤園舎へ移転することから、度重なる環境の変化によるお子さまへの影響を考慮し、預かり保育は移転後に実施することとしました。別のサービスの利用は、子育てのための施設等利用給付認定制度のご利用を含め、福祉所管へご相談ください。また、保育料の減額は、条例で定めているため対応できかねます。
9	21	区の地域資料は、専門知識を持った専門職の司書に責任を持って管理してほしいです。本の森ちゅうおうでは、指定管理者制度の導入と専門職司書の雇用止め・退職により、図書館行政・図書館業務・図書館サービスに区として責任を持って対応できる職員がいなくなったと思います。	所管課では、司書資格保有の職員を新たに配置した他、長年の図書館経験がある司書補の職員が指定管理者の地域資料レファレンスの補完に取り組んでいます。また、蔵書計画や選書などは、指定管理者の案を教育委員会事務局が点検、監理しています。

9	25	区立幼稚園の預かり保育の利用を考えていますが、登録利用が廃止になると申し込み多数で預けられないことも予想されるので、登録利用の継続を検討し、申し込みの締め切り日や結果発表は早めにしてください。また、現在預かり保育を実施している園の申し込み数などを教えてください。	預かり保育を区立幼稚園全園で実施するに当たり、より多くの方に利用いただきたいという趣旨から登録利用を廃止します。保育枠は現時点で想定される数を準備しています。利用申し込みの結果は、現行より早く決定できるよう努めます。また、現制度の預かり保育の抽選頻度は少ない状況です。
9	25	来年から久松幼稚園が園バスの利用を始めるので、園バスに取り残される事故が不安です。防止のための区の対応を教えてください。バス内の様子が見られたり、幼稚園に入ったら親に通知が来るなどすると安心です。	通園バスの導入に当たっては、園児の所在確認と送迎用バスなどへの安全装置の装備が義務化された国のガイドラインを順守することはもとより、添乗員や幼稚園教諭が同乗し、複数人による目視の安全確認を行うこととしています。
9	25	本の森ちゅうおうには原動機付自転車を駐輪する場所がなく、隣接した有料の駐輪場を利用する他ありません。無料の自転車用駐輪場の一角を原動機付自転車やバイクに開放してください。また、自転車用駐輪場しか設置していない合理的な理由を教えてください。	本の森ちゅうおうでは、法律上設置の義務付けがある駐車場（有料）と最低限必要と考えられる駐輪場を設置しており、スペースの都合から自動二輪用駐車場の設置は困難です。自動二輪車については近隣の自動二輪車用の有料駐車場の使用をお願いしています。
9	27	夏季休業中の外部指導員の児童に対する不祥事について保護者会がありました。該当する指導員の氏名、写真の公表をお願いします。この該当指導員に社会的制裁を加えるため、他の教育委員会に雇わないよう周知してください。	事件化されていない状況での個人情報の公開には懸念がありますが、本事案の理解に必要と思われる氏名を保護者会で公表し、説明しました。各自治体への情報提供や顔写真の公表は、順守すべき人権上の配慮があることからご容赦ください。